

平成十五年二月

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月
二十六日にモントリオールで署名された議定書の説明書

外
務
省

目次

ページ

一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 議定書の内容	一
三 議定書の実施のための国内措置	一
(参考)	三

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 国際民間航空機関（以下「機関」という。）は、昭和十九年（千九百四十四年）に作成された国際民間航空条約（以下「条約」という。）に基づき、国際民間航空の安全なかつ整然たる発展を確保することを目的として設立された。国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において極めて活発な活動を行っており、その加盟国数は、漸次増大し、我が国を含め百八十八箇国に達している。

(2) 機関の理事会の構成員の数については、これまでも加盟国数の増加に伴って三回にわたって条約改正が行われてきた結果、三十三箇国によって構成されることとなっていたが、平成二年（千九百九十年）十月にモントリオールで開催された機関の第二十八回総会（臨時）において、理事会が機関の加盟国全体を公平かつ適切に反映することを確保するため、構成員の数を改めて増加することを定めるこの議定書が作成された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、機関の理事会の構成員の数を増加するため、条約の該当規定を改正することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、機関における国際協力を増進する見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書は、昨年十一月二十八日に発効したところ、我が国としては、昭和三十一年（千九百五十六年）の第十回総会以降継続して理事会に選出される等機関の活動に積極的に参加していることもあり、理事会の新たな構成について定めるこの議定書についても早急に締結することが望ましい。

二 議定書の内容

条約第五十条(a)に定める理事会の構成員の数を三十三から三十六に増加する。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 平成二年十月二十六日 モントリオールにおいて作成

2 効力発生 平成十四年十一月二十八日

3 締約国 平成十五年二月一日現在 百十箇国

アルジェリア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バレーン、ベラルーシ、ベルギー、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルキナファソ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、エジプト、エリトリア、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レスト、リビア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、モリシャス、モルドバ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、北朝鮮(＊)、ノルウェー、オマーン、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウジランド、スウェーデン、スイス、タンザニア、タイ、トンガ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベトナム、ジンバブエ

(＊ 我が国は、国家として承認していない。)